

午後 1 時10分再開

○議長（手嶋源五君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案等の質疑を行います。

質疑は、申し合わせにより、同一議題について3回までとなっております。御了承願います。

まず、報告の質疑を行います。

それでは、報告第1号平成23年度朝倉市一般会計予算の繰越明許費使用の報告についてを議題といたします。

質疑ありませんか。6番中島秀樹議員。

○6番（中島秀樹君） ではお尋ねいたします。明許費の3番、3ページなのですが、公債費なんですけれども、汚泥再生処理センター建設事業国庫補助金返還に伴う繰越償還金っていうふうになってるんですが、単純に戻せばいいというふうに考えているんですが、これを繰越明許に上げるという理由を教えてくださいと思います。

○議長（手嶋源五君） 総務財政課長。

○総務財政課長（堀内善文君） 公債費は、これは汚泥再生センターのときの補助金の返還に伴いまして、それに伴います公債費を計上しとったものでございますけど、3月議会の段階で御報告したかと思いますが、公債費を返す場合には国の財務支局との協議がございまして。その場合にまず国に返す補助金を確定しまして、事業全体額を確定するという作業がございまして、その作業に時間がかかりまして、3月までに返す手続きができなかったという形で、この額を24年度に繰り越してさせていただいたということでございます。

○議長（手嶋源五君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第2号平成23年度朝倉市下水道事業特別会計予算の繰越明許費使用の報告についてを議題といたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第3号平成23年度朝倉市土地開発公社の決算についてを議題といたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第4号平成24年度朝倉市土地開発公社の事業計画についてを議題といたします。

質疑ありませんか。9番田中保光議員。

○9番（田中保光君） 本件、この開発公社の問題につきましては、昨年も3件ほどお尋ねをした経過があるわけですが、ここはもう決算書はさっきで終わりましたが、決算書、予算書、事業計画書等見ましても、全然進んでないというのが実態じゃなかろうかなというふうに思っております。

そういう中で、24年度の開発公社の予算の損益計算書を見てみますと、もう単年度で900万円程度の実損失が、損益があるという予算書になっておるところでございます。そういうところから考えてまいりますと、今、開発公社の性格からやはり開発公社、現在の状況の中で、朝倉市として何も委託事業がない、そういう中で、存続をしていくべきなのか、これの活用を何か今後考えてあるのか、その辺をまずお聞きしたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 行政経営課長。

○行政経営課長（秋穂修實君） 昨年も同じような形で土地開発公社の整理すべき課題というのが3点ほど御指摘されたと思いますが、それにつきましては検討中のもの、やや進んでいるもの、そういったものがございまして、今おっしゃられたように、まあ、全国的にそういった解散の話とか出てるところがございしますが、朝倉市の公社につきましては、現在その公社が保有してます土地の処分及び、先ほど申しましたような課題の中での地元との調整を要する案件、そういったものをまず課題を先に処理することが先決だと考えております。現時点では解散等は考えておりません。

○議長（手嶋源五君） 9番田中保光議員。

○9番（田中保光君） 解散はないならないでいいんですけれども、やはり公社が現在は余剰金をかなり持っていると思います。約、新年度で幾らですか、かなりの金額があるわけですね。だから運営が実はできておると思っています、何もなくても。

ただ、これ長続きするわけにはいかないわけですよ。ただ、それだけでいいのかなと、事業なしで、ただ管理部門も多くはないと思ってます。そういうことを一つ頭に置いて、今後検討してもらいたいというのが一つあります。

それから、今、進んでおるものもあるということでございましたけれども、やはり、仮に平塚の問題、昨年も言いましたけれども、早く片づけていかないと4,000万円そのものはそのまま残っておりますけれども、実質上はどうも中身は目減りをしていっておるのが実態ではなかろうかなというふうに思うわけです。そういうものを踏まえて、ひとつ公社のあり方、進め方というのをひとつ検討していただきたいというふうに思っております。

○議長（手嶋源五君） 答弁。答弁。行政経営課長。

○行政経営課長（秋穂修實君） 私も公社の理事の一人ではございますが、そういった御指摘を受けたことを理事会の中で協議をして進めていきたいと思っております。

○議長（手嶋源五君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第5号平成23年度財団法人あまぎ水の文化村の決算についてを議題といたします。

質疑はありませんか。18番実藤輝夫議員。

○18番（実藤輝夫君） 報告第5号水の文化村の決算については、昨年仕組債ということで限られた3回の質疑の中で、苦慮しながら論議をしました。そのとき、今後検討するということで、この一番最後の14ページ、15ページ、財務諸表に対する注記ってということで、22年度と違って今度23年度はやっぱり議案質疑してよかったなと私も思っております。法的に、副市長は、法に基づいてやりますという答弁を覚えております。それから、課長は、今、その当時企画課長でしたけども、検討したいということで、一定の成果が出て評価損益が今回示されるに至りました。非常にわかりやすくなります。恐らく、それ以前のこの表見てからわかる人っていうのは、専門的な人以外はほとんどわからない。しかしながら、私どもが議員として承知しなければならんのは、この仕組債なる非常に難しい難解な債に取り込んでしまったという経過があって、これについての反省と、現在目減りしているということで、それがどれくらい目減りしているのかということは重々承知しておかなければならんことであると思います。

というのは、この問題で質問しますが、この取り崩し、何ページになりますかね、10ページ、基本財産取り崩し収入というのがあって、2,000万円取り崩してるということになっております。これが第1点。これについての状況をお知らせいただきたい。

それから、先ほど話しましたように、非常に監査の方、皆さん方でこれ、理事会のほうでも話があったと思いますが、この損益を出してきたということについては今後もこのような形でやられるのか、そのときの状況がどうだったのかというのを、課長が承知しておれば、御報告願いたいと思います。

それから、3点目。課長、私は、水の文化村の機構について、ここ4ページに書かれておりますが、当然ここには名前は出ません。しかしながら、非公式にこの理事長以下人名を出していただきたいというふうに申し入れておりましたが、全然出されてない。議案質疑をするということがわかった上で、ちゃんと私はあなたにそこに行ってお願ひしたにもかかわらず、ナシのつぶて。これはいかんのじゃないですか。そして、あなたに通じて、三連水車の里とガマダスのほうについては担当課長に言っとってくれと言ったら、ちゃんと担当課長はここに出してくれております。

こういったものを見ながら、今後のあり方も検討していかんやいかんという状況の中で、何らその議員の議案質疑に対する、しかも、いきなりならともかく、そこに行つて、ほかの人もいましたけども、こういった状況ちゅうのは非常に、今まであり得ない。これは、市長、副市長も総務部長も、こういうことはあつてはいかんと私は思いますよ。だからここにはないですよ、資料が。こういうものを基ついてちゃんとこっちは審査していくわけ

ですから。その人がどうだこうじゃありません。どういう人になってどういうふうな、これ次のときにまた言いますけどもね。

課長、3点。お願いします。

○議長（手嶋源五君） 行政経営課長。

○行政経営課長（秋穂修實君） 今のまず、一番最初の分をお答えします。名簿を私、出せっていうふうに言われたととってなかったもので、御質問があったら内容の人員体制なりどういう役の方がついているかということをお答えすればよいと思っておりましたので、聞き間違えたということで謝罪いたします。

詳しい内容につきましては、また御質問があればお答えしたいと思います。

それから、2件目の表記の件ですが、先ほども昨年とことしの比較が、表記が変わったということで、今回もとに戻した形になっておりますが、基本的には時価法による表記で問題ないんですけど、やっぱり昨年の表記のままでは評価損益が見えずにわかりづらいという判断から、またことし以前のような形に戻しました。それで、いつまでかっていうことですけど、もう、ずっとこの形で表記をさせていただきたいと思っております。

それから、3点目は何だったですかね、取り崩し金だったですね。

済いません、ちょっと調べてまたお答えいたします。

○議長（手嶋源五君） よろしいですか。（発言する者あり）

○議長（手嶋源五君） 行政経営課長。

○行政経営課長（秋穂修實君） 4ページの文化村管理運営体制図の、これは23年度の件ですが、この理事会は13名で構成されております。

この図にありますように、右側にいらっしゃいます幹事が2名。それから理事長、副理事長、専務と下に続いておりますが、理事長は朝倉市長、それから副理事長は朝倉市の副市長、それから専務理事につきましては朝倉市の総務部長を充てております。

それから、理事会の構成なんですけど、基本財産の出資割合によりその出資者の中から選出されたというふうになっております。

それから、ほかの理事の方につきましては、例えば公認会計士でありますとか、JAあさくらの副組合長でありますとか、教育委員会の教育部長でありますとか、水と緑、教育、そういった視点から、それから公認会計士につきましては専門家ということで理事のメンバーに加わっていただいております。以上です。

○議長（手嶋源五君） 18番実藤輝夫議員。

○18番（実藤輝夫君） 取り崩しについて説明ができないっちゃうのがちょっとよくわからんのですが、この前、去年でしたか、やはり、あつ、これはちょっとその次のときでも質疑致しますけども、目的はこれを追求することじゃありませんよ。次ですよ。今後どうやっていくかっていうことです。そのために資料要求もしております。しかし、議長これはですね、勘違いしたって言うけど、今の答弁でからみんな書き取りました。書

き取れるわけないでしょう。私も6期目ですよ。口頭で言っている問題と、それから資料要求、しかもいきなりじゃなくて、あなたが困るだろうと思って、ちゃんと事前にこれ出してくれって言っているんだけど、あなたが取り違えて謝罪したからってということじゃなくて、今後のこともありますんでね。やはりこういったものについてはちゃんとこういった形で、よその担当課長はちゃんと出してるわけですから。これについて何らプライバシーの問題でもない。当然公表しなきゃならん名簿ですから。それを出していくちゅうのは当たり前。今の十何人を書けっちゅたって、どなたがなっておるか、それを調べながら本当は次の議案について質疑をするつもりでおったんですけども、これができてない。非常にこれは怠慢としか言いようがない。あなたは特に執行部での中心的な存在であるし、今後もなっていないかん人ですから、よくよく、総務部長、副市長、事務局としてから心してください。

じゃあ、取り崩しの件についてはこれ重要な件ですから、きちんとだれかが答弁してください。

○議長（手嶋源五君） 行政経営課長。あつ、総務部長が先。総務部長。

○総務部長（渡邊義明君） 議員お尋ねの10ページの一番下に、基本財産取り崩し収入というのが2億円というのがあります。その件だと思います。その件に関しましては、15ページの昨年評価損の関係で大変御迷惑をおかけしましたが、その中で中段で5番のところで仕組債の下に、102回利付国債（5年）というのがあります。これが、えっと、私も、携わ……（発言する者あり）あつ、買いかえた分であります。2億円で売って買いかえたというものでございます。

○議長（手嶋源五君） 18番実藤輝夫議員。

○18番（実藤輝夫君） 仕組債の決算たびにこれを一々言うというのも、もう、私もこれが、15ページが出てきましたんでね、まあ、一つの成果だということで十分に承知します。

ただ、この問題は、常に私たちは思っておかないかんことです。やはり、こういうことをしてはいけないということが一つと、現在においても財政的な取り組みをしていかにやいけない私たち議員としても、こういう評価損益が今回も2億2,300万円出てるということで、しかしこれも好転する見込みはそうそうないと、今の経済状況からしてあり得ないということがもう社会通念でなっています。しかし、これを引きずりながら、やっていかないかんということで、あえて私は、先ほどの課長の問題も含めまして、この水の文化村のこの問題についてはやはり私たちは忘れてはならんという形で質疑をいたしました。以上です。

どなたか、今のことに関して、副市長、どうですか。

○議長（手嶋源五君） 副市長。

○副市長（埤本 潔君） 事前にお話をいただいていた件につきまして、文書の形で、当然財団法人の役員ですので、公になっている話で、個人名も含めてお示しすべき話ですの

で、行き違いがあってはいけないことだということで、今後きちんとお出ししますし、今議会が終わりましたらまず提出させていただきます。どうも申しわけありませんでした。

あと、損益のことにつきましては、繰り返しにはなりますが、市民の皆様にはわかる形で御説明をしていくということで、今後財団法人の移行の問題はございますけれども、その後につきましても的確な形で継承されていくものだというふうに考えております。

○議長（手嶋源五君）　じゃ、名簿の件はよろしくをお願いしますね。

○総務部長（渡邊義明君）　はい。

○議長（手嶋源五君）　ほかに。なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第6号平成24年度財団法人あまぎ水の文化村の事業計画についてを議題いたします。

質疑はありませんか。18番実藤輝夫議員。

○18番（実藤輝夫君）　4ページです。先ほどの23年度の決算から流れてくるわけですが、基本財産運用収入、特に財産利息の収入のうちゅうのが、前年度におきましては3億3,429万円出ておまして、それがそのまま前年度予算額になってますが、多少金額違いますけれども、今回予算額がですね、2,765万円で664万5,000円の減額になっておるわけですね。先ほどの問題も含めて、これがどういうふうにしてこんな減額になったかっていうのをまずお聞きしたいっていうのが一つです。

課長、焦らんでいいです。ゆっくり聞いて答弁してください。

もう一つは、前年度も、先ほども言いましたように、決算書あるいは過去の経過についてとやかく言うことが目的ではありません。

現在、水の文化村というのが市民にとっても非常に大きな宝であると、あれを何とか生かしていくべきであるということで、再三この問題については質疑をしてまいりました。しかし、今まではこれが管理委託、指定管理制度の前からも水の文化村という財団に頼んでいるからここではなかなか論議ができなかった。しかしながら、やっぱり現在でも1,000万円の補助金を出しているわけですから、そういった問題については、市の宝であるし、指定管理はしているといっても、やはり私たちの貴重な財産であるということには変わりはない。これをいかに運用していくかということが大きな問題であろうと。これはいろいろ私も市民の皆さんから御意見いただきます。しかし、なかなかそれに対して回答を出すという立場に立ってませんので、やはりこれは何らかの形で一般質問か、別の機会にしなきゃいかんのですが、こういう機会をとらえてお伺いしております。

質問の趣旨は、1ページから2ページにかけて、今回の事業について充実強化というのがなされています。先ほど、23年度報告、決算報告については、ほかのこの用件がありましたので3回をもう切りましたんで質疑しませんでした。前回と比べて、一つ特徴的なのは、建物に対する利用、機能効果を図るということについては書かれています。しかし、23年度決算ではもうほとんどそれについてはもうないということです。それが事実でしょ

う。で、前回出されてきた、これが一番大事なんですけども、人事院の中で1人嘱託の方がおられて、それが非常に、嘱託かどうか知りませんが、市の嘱託ではなくてその水の文化村が抱えた人ということで、非常に課長は高く評価して来年度はいろいろなことになるだろうという話になりました。事業のイベントは、ここに書いてあるとおりでありますが、先ほど資料要求したのも、どういうメンバーがいるかを知って、その人たちとも話す機会を私は必要だと思ってるんですよ。直接的にタッチできなくても、その理事になっておられる方の水の文化村に対する考え方だから知りたかったわけですね。ただ単に知りたいんじゃないですよ。どうやって生かしていったらいいのか、その人たちは理事会で論議しているわけですから、ここが一番ポイントですよ。水の文化村を、市民のために市のためにどう生かしていくか、これに知恵を絞っていかないかん。そのために、今回のこの事業計画書は出しましたが、やはり大きな今後のビジョンというものは出されていません。当該年度の、もちろん当たり前のことですが、それでどういう論議がなされているかっていうのは、この24年度のこの事業報告書について、非常に重要な点だと私は思いますので、これについて御答弁いただきたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 行政経営課長。

○行政経営課長（秋穂修實君） まず1点目に、4ページの基本財産運用収入の予算額のところでですね。2,765万円を計上しておりますが、資産運用の大半を占めております仕組債のうち、米ドル建ての債権につきましては、なかなか、昨今ようやく円高に歯どめがかかりそうな状況にはなっておりますが、依然として、金利を生むような為替レートにはほど遠いというような形で、運用収入は残念ながらゼロということであります。で、結果、対前年比で、先ほど申されましたように、660万円強の運用収入減というふうに予算書ではいたしております。

それから2つ目の、1ページのほうに戻りますが、事業計画のことですね。まず、昨年までと表記を全く変えた形にしております。昨年までは、福岡県立の分と私立の分で分けた形で、事業ということで書いていましたが、今回は、1番から3ページまでの8番まで詳細に分けて、まあ、具体性はまだちょっと高まっておりますが、大きく記載の内容を変更しております。

これにつきましては、今後、公益財団法人への移行を視野に入れた形で、公益目的事業との拡充等を試案した事業計画といたしております。

それでまだ、次に4ページ、5ページあたりで、じゃあ、具体的に需用費、公益需用費とか、そういったところに項目が出ておりますが、なかなか具体的な、まだ、じゃあ、何を具体的にやるのかというのは、先ほどおっしゃいましたように企画業務担当者ですか、今回より採用しておりますので、そういった中でイベント企画をしていくようにしております。

で、予算書の備考の欄を見enいただきますと、各種イベントでありますとか、イベント

用品の借り上げとか、イベント等の企画業務委託料とか、そういったものを、これまでにないような形で、公益法人、公益事業を考慮した事業の展開をしていくということで、そのような計画にしております。

それから、また理事会は、定期的な部分と今後公益法人に移行する際の臨時的な理事会を数回予定をしております。その中で、当然ながら、先ほども申しましたように、公益法人のあり方も含めて、具体的な事業が徐々に具体化していくものと思っております。以上です。

○議長（手嶋源五君） 18番実藤輝夫議員。

○18番（実藤輝夫君） 課長、それから職員の皆さんもそうですが、先ほど私が第5号議案で質問したことが、この第6号議案にどれくらい影響があって関連しているかっていうことを、職員の皆さんも知ってもらいたい。やはりこれを、水の文化村を生かしていこうとすればやはりお金が要る、そのお金の使い道が少し曲がったところに行つとる、その問題でいろいろこういった減額をせざるを得なくなってきた。

で、そういった問題を含めて、基金として出したものを、今後使いながらですよ、使いながら新たな市民の財産と、何回も言っておりますが、それをどうやってつくっていくかという論議が、どこかでなされてなきやいかんと。先ほどのとは、公益法人に移行するための理事会がなされるでしょう。しかし、それはその手続でしょう。しかし、もっと大事なものは、これが市民が今回の朝農の問題も含めていろんな朝倉市として、どういうものをつくっていこうとしているのか、そういった中の一つとして水の文化村があるということの論議がなされなければ、これ、イベントをどうする、こうするという当該年度だけでは、私は、理事会の体をなさないと私は思います。

だから、先ほどの名簿を見て、しかるべき人には話をしようというふうな形で出したわけですけど、これほどの問題を水の文化村は抱えておるんだということは、しかも、どうかして知恵を出してでも生かしていく道を探っていかなきやいけない、マニフェストがどうだこうだって、先ほどもお話もありましたけども、大型の大きな朝倉市として取り組んでいかないかん問題は、まだまだたくさんあります。それについては、大きな論議もなされてないし、アクションというものも大きな形では一歩進んでない。この水の文化村を、あえて私はこの場で強く言いたいのは、そういった、朝倉市としての問題を抱えておるということで言っております。もしも、御答弁があれば、今のことについて御答弁いただきたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 副市長。

○副市長（埜本 潔君） 基本財産から果実を十分生み出せない状況の中で、どのような形で市民の皆様に使っていただくのが最もいい方向に向かっていくのかということをも十分考えていかないとはいけませんので、まず、今回公益法人の移行の問題はございますけれども、それはそれとして確実にやっていって、で、並行いたしまして、新たな理事あるいは

評議員の中で、このあまぎ水の文化村が、市民の皆様に十分活用いただけるような方策と
いうのを考えていかないといけないと。

ですから、どうしても運用収入自体が、何ていいますか、財政基盤が必ずしも強固な
ものではありませんので、そういった中でどのようにしていくかというのは、非常に難しい
問題を含んでおるということで、今、議員からいただきました御意見、頭に置きまして十
分検討していかなきやいけないというふうに考えてます。

○議長（手嶋源五君） ほかに。7番浅尾静二議員。

○7番（浅尾静二君） 関連して質問させていただきますけども、公益財団法人の移行が
来年11月だと思えますけども、公益事業費が事業費の50%を超えなければならないという
決まりがあると思えますけども、予算書を見ますと、事業費が4,600万円ですけども、公
益事業費は830万円。ここら辺の、まだ来年からということもあるかもしれませんが、
先ほど実藤議員の御意見にもありましたように、水の文化村のあり方について非常に市民
の関心持っております。

で、今度のこの件、公益法人に切りかわるというところで、公益事業に今後力を入れてい
くんだよというところでの予算の組み方だろうと思えますけども、まず最初言いましたよう
に、その50%を超えた予算をこの中で読み取れませんけども、そういうふうなところでの
組み方をされているのかどうかをお尋ねいたします。

○議長（手嶋源五君） 行政経営課長。

○行政経営課長（秋穂修實君） 先ほど、今おっしゃられたように、確かに公益目的事業
費比率を、100分の50にしなければならないという基準がございますが、まず、その公益
事業をどのようにとらえるかで、このまた考え方もございまして、現在、理事会の中でそ
ういった事業の、公益目的事業のとらえ方を、今検討中、しているところでございます。

○議長（手嶋源五君） 7番浅尾静二議員。

○7番（浅尾静二君） 繰り返しになりますけど、市民に向けてこの公益事業を、今後や
っぱ方向転換を、今までのあり方ではなくして、新しい水の文化村を公益事業のためにや
っていくんだよというところの企画なりをどんどんやっていただきたいということを申し
添えたいと思います。以上です。

○議長（手嶋源五君） ほかに。――なければ、これをもって本件の質疑を終了いたしま
す。

次に、報告第7号平成23年度株式会社ガマダスの決算についてを議題といたします。質
疑ありませんか。6番中島議員。

○6番（中島秀樹君） 決算の収益の部分なんですけれども、パン工房、それから農作業、
それから大手山公園、ここの部分が不採算部門というふうに見るんですが、この不採算の
原因を、執行部のほうはどのようにとらえているかお尋ねいたします。

○議長（手嶋源五君） 農業振興課長。

○農業振興課長（熊谷鉄夫君） パン工房、それから大山農業公園、農業部門関係、ここいらの赤字が非常に大きいということでございます。

私どもは一応昨年から、取締役会にオブザーバーとして出席をさせていただいておりまして、その中で社長を初め、取締役さん方で本体、直売所でありますバサロと関連づけた取り組みをするようにということで、会社としては非常に危機感を持って臨んでいるということとは言えると思ってます。

ただ、昨年から指示が出まして、パン工房につきましては、一定アンケート調査あたりもやっておりますので、今年度から実質的には対策を進めるというようなことになろうかと思っております。以上でございます。

○議長（手嶋源五君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第8号平成24年度株式会社ガマダスの事業計画についてを議題といたします。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第9号平成23年度株式会社三連水車の里あさくらの決算についてを議題といたします。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第10号平成24年度株式会社三連水車の里あさくらの事業計画についてを議題といたします。質疑ありませんか。11番富田栄一議員。

○11番（富田栄一君） 三連水車の里とバサロについては、私自身は、朝倉市における農業における広告塔だと位置づけております。執行部のほうは、いかが考えているのかっていうのはわかりませんが、そうした場合には、例えば研修費とか広告宣伝費とかそういうものについては、一緒にすれば2倍ではなくて相乗効果の4倍になるんじゃないかなど。糸島と朝倉というのを相対しながら、朝倉市として行政としてPRする中でそういう考えができないのかなと思ってます。

で、ずっと私はこの2つができてから言っているんですけども、同じように、比較するために、報告書なり事業計画書なりを同じ様式でできないのかなど。全部が同じではなくてもいいんですが、同じものは同じくする、枝葉の部分はそれぞれが競争し合うという、そういう相乗効果をとるためには、事業計画書、それから報告書が一緒になければいけないんじゃないかなと思うんですが、そこあたりのところを毎年毎年私は言ってるつもりでございすけれども、執行部としてはどういう考えがあるのかお尋ねいたします。

○議長（手嶋源五君） 農業振興課長。

○農業振興課長（熊谷鉄夫君） 農業の広告塔であると、2つの直売所がですね。それから、そういう位置づけでいくと、研修費、宣伝費あたりは合同で相乗効果によってもっとすばらしいものができるのではないかと、あわせてそういうものを審査するために、報告書等の同一性をということだったかと思います。

議員おっしゃいますとおり、農業の広告塔というのは私ども農業振興課といたしましては全くそのとおりで、あそこを朝倉市の農産物の発信基地と位置づけをしておるところでございます。したがって、もっと、近隣にもたくさん直売所がございますので、周知あたりを私どもの農業振興課においても、周知をプッシュするような形で進めていければというふうに考えております。

研修費と宣伝費でございますけれども、確かに昨年も御指摘を賜りました。研修費につきましては、なかなか今まで難しかったんですけれども、昨年、産地偽装という大きな問題が発生をいたしました。ショック療法と申しますか、かえって両直売所がこのときに十分綿密な、それぞれの会社それから生産組織が、綿密な打ち合わせをしていただいたようでございます。現在、いろんなことにおいて一緒にやろうかという話をしておりまして、今月の末に、農薬の適正使用関係も相互に出れるような形をとっていきたいと、そういうことを申しております。店内での、接客、接遇あたりの研修につきましても、今、検討ができないかと、うちのほうから申し入れをしているところでございます。

ただし、宣伝費のほうにつきましてでございますけれども、昨年の実績を若干分析を振興課のほうでいたしてみました。バサロについては、確かに、何でございますか、各地にアンテナショップみたいにして出しておりますけれども、これについては余り影響があっておりません。外販、外商といわれる部分ですけれども。イメージとして、果樹というイメージがあったのが幸いしたのかなというふうに考えております。

ところが、三連水車の里は8月、9月は、直接のお客様はそうでもなかったんですけれども、外販あたりで物すごい影響を受けております。したがって、宣伝はやはりそこそこの戦略にあってすべきではないかというふうに私どもとしては考えておるところでございます。

から、報告書の同一性につきましては、今後指導をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 11番富田栄一議員。

○11番（富田栄一君） 何遍も言いますけども、今経済は非常に厳しいですね。農業の関係も非常に厳しいんです。で、福岡市についても、非常に経済状況は市民においても厳しいということを聞いてます。

糸島が、地域としてあれだけPRしているのであれば、朝倉は農業でもっともっとPRしていいんじゃないかな、行政がPRすることによって大きな信用もありますし、なおかつ大きなアピール活動にもなるというのは私は思ってます。市長、市長は社長であります、

2つの。どんどんやっぱりするべきやないかな。で、将来は社長をだれかにかわるという話もあるかもしれませんが、今、基本的にせないかんことは、基礎だけをつくってもらってそして渡す、そこをしっかりお願いしたいと思います。ぜひ市長の思いを聞かしていたいただければと思います。

○議長（手嶋源五君） 市長。

○市長（森田俊介君） 議長にお断りをいたしますが、議案質疑と（「はい。そうです」と呼ぶ者あり）いうことでありますが、議案質疑を超えた（「はい」と呼ぶ者あり）質問でありますけど、答弁させていただいてよろしいでしょうか。

○議長（手嶋源五君） はい。どうぞ。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○市長（森田俊介君） 今宣伝の話がございました。確かに糸島は糸島地域としての、まあ、これは糸島が、市が先導的にやっているのか、結果的にいろんなメディアがそういう形になってるかは別としまして、確かに、非常に今、福岡に近い、海はあるというような、そういう自然条件も含めて、非常にいろんなマスコミ、メディアに出ています。

ただこれは、一方、今度は、私どもの朝倉考えてみますと、今、限定的にバサロと三連水車という話の宣伝ということになりますと、今課長が言いますように、一緒にできる部門もあるでしょう。しかし、それぞれの特色と、特徴というのがありますから、何もかもをあそこ両方一緒にやるということにはなかなかならないんじゃないかと。それぞれの店、それぞれの直売所間のいろんな、自分たちの特徴はこういうもんだということはあるんです、なかなか、それをまとめて一緒にすることはなかなか難しいんじゃないかと思えます、それはそれとして、一緒にやれるものは一緒にやる、それでお互いに特色を出した宣伝をやるというのは、それでいいんじゃないかなというふうに思ってます。

ただ、もう一つあるのは、今糸島という話が出ましたのでついでに言いますと、朝倉市全体あるいは朝倉地域、市、郡を含んだ地域の一つのイメージといいますか、外に売り出す場合の、そういったものが、まだきちっとした形でできてないということは、確かに言えるんじゃないかなと思います。で、もっともっと、まあ、朝倉市のみならず、先ほど言いましたように、朝倉市、郡を含んだ形の中で、もっと、まあ、宣伝といいますか、そういったことをきちっとやっばやっばっていくべき、朝倉のイメージをきちっと打っていくということは大事なことだろうというふうに思ってます。

○議長（手嶋源五君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上をもって、報告の質疑を終了いたします。

次に、議案等の質疑を行います。

それでは、第36号議案専決処分についてを議題といたします。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第37号議案専決処分についてを議題といたします。質疑ありませんか。10番大庭きみ子議員。

○10番（大庭きみ子君） これは5月に専決されておりますが、朝倉市の国民健康保険特別会計の補正予算の専決だと思います。で、これが一応3億2,000万円の追加をされて専決されておりますが、これだけの不足が出た原因は何でしょうか、お尋ねいたします。

○議長（手嶋源五君） 保険年金課長。

○保険年金課長（江藤敦生君） 23年度の国保特会の赤字の要因ということでございますが、まず、歳入におきまして、前期高齢者交付金、これが22年度に比較をいたしまして、約3億4,000万円程度減額となっております。

このうち、平成21年度に交付されました当該交付金、これの精算がなされまして、1億7,700万円を国庫のほうに返納いたしております。

それから、反面、歳出におきまして医療費が前年度、22年度に比較しまして5.2%の増、それから、医療の高度化に伴いまして、高額療養費これが11.4%の増となっており、赤字の幅を押し上げたものと考えております。

○議長（手嶋源五君） 10番大庭きみ子議員。

○10番（大庭きみ子君） 医療費の伸びも随分と上がっているようですが、この高額医療費の11.4%の、この内訳はどんなものなののでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 保険年金課長。

○保険年金課長（江藤敦生君） 一例を挙げますと、朝倉市におきましては人工透析、これは、市全体で150名ほどいらっしゃいます。このうち、国民健康保険被保険者が50名、これが、治療費がかなり高額療養費分で押し上げておるのが原因というふうに分析しております。

○議長（手嶋源五君） 10番大庭きみ子議員。

○10番（大庭きみ子君） 人工透析と申しましたら、多分、糖尿とかそのあたりから起因しているのではないかと思います。この朝倉地方は糖尿、高血圧が高いという市報のほうでも公表されておりました。

そういう特徴的な病気が多いということで、その原因となるもの、また、それにどう対処してあるってということと、この伸びが、見込みですね、このままずっと継続していくというふうに、どういうふうな推移を見込まれているのでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 保険年金課長。

○保険年金課長（江藤敦生君） 疾患の内容等については十分な調査を保険年金課のほうではいたしておりませんので、十分な解答にはならないと思いますが、健康課のほうと協議をします中で、いわゆる入院が長期化していく、いわゆる高額療養費が増加する疾患としまして、精神疾患、それから悪性新生物、いわゆるがんでございます、それと、循環器

系疾患と、先ほど言いました人工透析も含めてでございますけども、こういった病気にかかる割合が朝倉市においては、かなり県下の中でも富んでおるということで報告を受けております。

必ずしもこれまで、今日まで、まあ、医療の適正化といいますか、こういったもので、市民の方へ、特に国民健康保険被保険者の方への啓発、こうしたものが十分ではなかったという反省をいたしております。この反省を踏まえて、今後、啓発活動、それから医療の適正化に十分なる配慮をしていきたいというふうに考えております。

○議長（手嶋源五君） ほかに。18番実藤輝夫議員。

○18番（実藤輝夫君） 予算書に限って、質問いたします。

今回の3億2,000万円が前年度繰り上げ充用金という形で、赤字補てんをされてますね。これは、従前から国保会計の厳しさというのは、議員すべて、あるいは職員すべて御承知だと思いますが、昨年度、調べたところ、7,000万円程度の繰り上げ充用、今回は3億2,000万円。

そして今、10番議員から指摘があったような形での答弁がありました。3億2,000万円という金額は、かなり大きな金額で、赤字決算を出さないということにおいては、一般会計からの繰り入れ、あるいは、保険料の見直し、その他いろいろな、たくさんあるではありませんが、この繰り上げ充用金というのは当該年度、収入欠陥が起こった場合に、一つの翌年度の歳入を今年度に持ってくる、というような、極めて、普通あり得ないような手段の一つだと私は認識しております。かつて、土木貸付事業のときに、この繰り上げ充用金とのずうーと繰り返し繰り返しで最終的には一般会計からそれを処理したという経過があります。

これを、この予算書のあり方、歳入欠陥の補てんの仕方を繰り上げ充用金として考えていく。これは、市長施策だと思うんで、市長にお聞きしたいと思いますが、今日の高額医療を含めた、先ほどの医療費の増高というのはもうこれはとめることはできない。これに対して、市はどういう政策でこの問題についてやるかという、その具体的な政策が、きょう一般質問でありませんので、そうじゃなくて予算のつくり方、これ、歳入欠陥をどう補てんしていくかというのが審査だと思うんで、これについて、繰り上げ充用金を今後続けていくのか、それとも新たな方法を考えるのか。これは、恐らく医療費が減るということは99%あり得ないと私は認識しますので、これに対する対策を今後やっていかないかん。これについての市長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 市長。

○市長（森田俊介君） 確かに、23年度につきましては3億2,000万円という国保会計における赤字、つまりそれを繰り上げ充用というような形で、翌年度の予算から補うという形をとらしていただくという形になりました。

これは必ずしも会計としていい方法だという思いでおるわけではございませんけども、

じゃあ、現在、よその他市で行われていることは一般会計から補てんするのかという方法もございます。

まず、それよりも、何よりも大事なことは、昨年度までは7,000万円ぐらいでしたけれども、ことし、こういう形で突然3億円ということになりました。医療費が、今、実藤議員の、減ることはないだろうというお考えでありますけれども、減ることはないにしても、やっぱり、要するにこの朝倉地域に特殊的な疾患というのがございます。今言われたように、例えば、透析が非常に多いとか、まずは、そういったものの、別に予防という観点を一つの施策として今後やっていかなきゃならんだろうと、そして、なるべくお医者さんにかからないでいいような健康な私たちで市民を指導していくと、そういうことも考えなきゃならんだろうと思います。

ただまた、レセプトの点検等も、今やってますけれども、どうも、これは、私、定かじゃございせんけれども、どうも、目に見えんところで過大な診療を受けてる方がいらっしゃるというふうなこと、これは、国のほうで、なんか新しいそれを見つけるようなシステムが今度開発されたというふうな話もありますんで、そういうこともやっていかなきゃならんだろうと。

しかし、いずれにしても、それは、本筋の問題じゃなくて、本筋の問題としては、やっぱり、会計のあり方として、そういう繰り上げ充用というのがどうかということについては、まあ、今回はこういう形でやらせていただきました。恐らく、ここ数年見ると、朝倉市の国保会計の推移といいますか、そういったのが、ある程度見えてくるだろうと、国からの等余り期待できないということになりますと、そこは、最終的には一般会計から繰り入れするのか、そういったことも含めて検討していかなきゃならんだろうというふうに思っています。

○議長（手嶋源五君） 18番実藤輝夫議員。

○18番（実藤輝夫君） 予算書に限っての質問のつもりが、市長が政策的な話までされましたんで、逆の立場に立ちましたね。

そういう御答弁であれば、一般会計から医療予防、その他の医療施策がなされるということは当然のことだと思います。それに上回る医療費の増高というのは、私、昭和22年、団塊のはしりなんですね。私たち、もう、ことし65になります。あっという間にもう年齢重ねていって、しかも私たちは、先輩のような粗食に耐えたというよりも、どちらかというと、多少なりのぜいたくもさせていただいて、そう長生きはするかどうか分かりませんが、しかし、一般的に考えれば、減ることはないというのは、もう、これは常識で、そのために、社会保障と一体改革と増税という話が今論議されているわけですから、これに対する予算上のあり方と同時に、これは単なる予算上のあり方ではなくて、今後、朝倉市がこの国保会計を中心として、どのように対応していくかというのは、重大な課題になっております。保険料値上げという話まで将来的には出てくるわけですから、それに対して、

いったい何をやってたのかというようなことにならんように、この問題については、この前年度繰り上げ充用金のやり方っていうのは決して好ましいやり方ではないということを指摘をしておきたいと思います。

○議長（手嶋源五君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第38号議案平成24年度朝倉市一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第39号議案朝倉市印鑑条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第40号議案長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑ありませんか。9番田中保光議員。

○9番（田中保光君） 今件について、御尋ねをしたいと思います。本件につきましては基本的に、まあ、地方自治法に言います債務負担行為の除外をする一つの特例的な措置であろうというふうに思っておるところでございます。

そういう中で、今回改正がなされて、期限の延期もなされておるわけでございますけれども、これに当たります公共施設の管理委託契約等の問題でございますが、一つは、どういうものが想定をされておるのか、そして、どういう理由でここが5年以内という形に全体をもっていかなきゃならないのかということをお尋ねをしたいと思います。

それは、どういうことかといいますと、やはり、基本的には、予算は単年度主義でございますし、2カ年度以上にまたがる分には当然、継続費、繰越免許費、あるいは債務負担行為、そういうものが、特例で認められた部分があるわけでございますが、今回、この地方自治法の改正におきましては、特別なものについて契約ができるというような形での特例が出されておるわけでございます。それは、一つは電気とか、水道、あるいは通信等については、当然、日常的に長期契約が必要であるという通年のものについては、前段に認められておりましたが、16年の改正で、これが追加をされておる部分が物品と役務の提供というようなことであるというふうに思いますが、そういうことで、基本的にこれの制度を行っていく上で、一つは、私は、そのまま全部条例に入れたから、この条例をしていくということに、本当に、該当するのかなと。

やはり、中身を見てみますと、現在も器械関係では、電算器械等についてのシステムサポートとか、器械保守点検ではもう委託契約で約5,000万円程度の契約が、単年度です、

なされております。これを5年度にしますと約2億円の債務が出てくる。あるいは、使用料については器機借り上げ料で約2,500万円。まあ、そういうものが5年にすれば大きな、また金額になってくる。これは、言うならば、予算がなくてもこの条例があれば、契約はできるという、極端な面も出てくるわけです。

やはり、2点目にお聞きしたいのは、やはり、そういう面では、この条例の運用面というものを、一定、整理をしていかないと、私どもも当然予算の審査等でいつ、どういう契約でなされておるかもわからないまま、予算の編成に取りかかっていかなならない、いう部分も出てくるのではないかなというふうに思っておりますので、その辺の考え方について御説明をお願いしたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 総務財政課長。

○総務財政課長（堀内善文君） 債務負担行為という制度と、それから、長期継続という今回の議案の内容と2つございます。

簡単に、御説明申し上げますと、市の行政というのは単年度会計主義でございますので、契約というのは1年でなければならないという、まず原則でございます。その特例としまして、債務負担行為というのを予算の中で設定いたしますと、期間と上限額を予算書に示すことで、その範囲内では契約ができるという制度でございます。ただ、この長期契約というのは、従前から、先ほど言われましたようにありまして、土地の借り入れとか、電気代とか、そういうのは長期にしたほうが有利ですからいいですよというのはございました。

そして、16年度の地方自治法の改正によりまして、条例で定めた項目については、まあ、これは「自治法施行令で定めるものに限定されたもの」という限定はございますが、そういう形で「長期的に契約を結んでもいいですよ」という、なっております。

施行令ではどういうふうになっているかといいますと、物品の借り入れでありますとか、役務の提供という形で、ですから、一般的に言いますと、コピー機のリースであるとか、OA機器のリース、それから、車のリース、そして、あと役務の提供といいますのは、庁舎の清掃とか、保守管理、そういうものが一般的にされておりまして、朝倉市の場合では、役務の提供以外は5年という考え方で今まではしておりましたが、役務の提供は3年という制約を条例の中で設けておりましたので、これを5年に、2年間延長することによりまして、清掃とか、業者の方も長い間、期間を長く雇うことによりまして雇用の確保等もできますし、それに伴いまして、市のほうも経費が削減できるだろうということで、3年を5年に延長させていただきたいというところでございます。

そして、該当物件としましては、今回の3年を5年に延長するものにつきましては30件。年間の契約金額でいきますと、約9,500万円程度は該当となっております。以上で、ございます。

○議長（手嶋源五君） 9番田中保光議員。

○9番（田中保光君） 一つは、5年は5年でも、物によっては構わんと思いますけれど

も、やはり、長期契約にすることが果たして、経済効果が出てくるのか。やはり、ある程度一定の期間というのは、私は、あろうと思いますが、そういうものを保ちながら、競争させ、そのことにおいて、サービスの向上も出てくるし、経費の節減もあるんじゃないかな。ただ単に、5年延ばすから云々というのが、果たしていいのかなという気も私はするわけですね。

そうしますと、物によってやっぱり、これは以内ということになってますので、それはありますよということになるとは思いますが、その辺の運用というものは、条例でこれはあるから5年に全部しますよというような形にならないような、一つのを整理をしていく。あるいは、30件ほどということでございますけれども、金額的にはある一定のものはやっぱり債務負担行為なら債務負担行為という正式な議決の中で、契約を締結していくということは私は必要であるのではないかなというふうに思っております。

そういうことを踏まえて、やっぱり運用については十分な検討をしていただきたいというふうに要望して、まあ、答弁はよろしゅうございますけれども、ひとつよろしく願いたいです。

○議長（手嶋源五君） ほかに。——なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第41号議案朝倉市総合市民センター及び地域生涯学習センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑ありませんか。——なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第42号議案工事請負契約の締結についてを議題といたします。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第43号議案工事請負契約の締結についてを議題といたします。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第44号議案工事請負契約の締結についてを議題といたします。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第45号議案交通事故による損害賠償についてを議題といたします。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第46号議案印鑑破損事故による損害賠償についてを議題といたします。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第47号議案市道路線の認定についてを議題といたします。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第48号議案福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上をもって、議案等の質疑を終了いたします。

これより、議案等の委員会付託を行います。付託区分については、お手元に配付の付託表のとおりであります。御了承願います。

お諮りいたします。第38号議案については、会議規則第35条第3項の規定のより、委員会付託を省略し、各常任委員会において御審査いただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時13分散会